

「 小 論 文 」

〈60分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

【問題】 次の文章を読んで後の設問に答えなさい。（配点 100 点）

政府は、〔a〕 非常事態において、国民の生命等の保護のために特に必要な場合に、国が地方公共団体に「指示」を出すことができる権限を盛り込んだ地方自治法改正案を国会に提出した。この「指示」は、法的拘束力があり、地方公共団体は指示に従う義務を負うものとされている。現在も災害対策基本法や感染症法といった個別の法律に、指示を認める規定はある。今回の改正はこれらの個別法がカバーできない非常事態に対処するためのものだ。政府は、コロナ禍で感染症法などが想定していなかった事態が生じ、法的根拠がないままに国が地方公共団体に対処を要請するケースがあったので、それに対処するための制度であると説明している。

かつて、国と地方公共団体の関係は上下主従の関係にあるといわれていた。地方分権の流れの中で、これを対等な協力関係に変えていくための法律改正が積み重ねられてきた。「指示」についていえば、法律に根拠規定がある場合しかこれを発することができないし、地方公共団体がこれに不服があるときは、所定の手続を踏んだ上で、裁判でこれを争うこともできる。このような歯止めもあり、しかも、非常事態において、全国一律の対処が必要な場合もあることは十分に想定できる。

一方、この権限が濫用され、不必要な指示が出される可能性があるとして、これに反対する向きもある。このような制度を導入することは地方分権に反し、国と地方公共団体の関係を上下主従に戻すことになるのではないかとの懸念があるのだ。

この問題に限らず、全国一律の要請と地方の自律性確保の間で、どのようなバランスを取っていくのかというのは、結構難しい問題だ。こども家庭庁は、〔b〕 児童相談所が緊急で保護した子どもが入る「一時保護所」の運用について、全国統一の基準を設けた。今までは、一時保護所を運用する地方公共団体に運用が委ねられており、設備や職員数、生活上のルールなどに差があった。地方公共団体によっては、子どもの安全を確保する目的で過度なルールが設けられているとの批判があり、これに対処するために、基準が作られたのだが、地方公共団体の自律的行政を制限するものであることには違いはない。

## 設問

あなたは、[a]の「指示」権限を設けることに賛成しますか、[b]の運用基準を設けることについてはどうですか。それぞれの理由と共に述べなさい。なお、「[a]には賛成だが、[b]には反対」（又は、その逆）。

「[a]（又は、[b]）には賛成だが、この点は改善すべきだ」といった答えでもかまわない。